



第2章 保健事業等の実施状況

妊娠期・乳幼児期の事業一覧

	健診など	その他の事業
妊娠前		風疹ワクチン助成
妊娠初期	母子健康手帳発行・ ママ応援プラン作成	母子手帳アプリ「ばら菜ビ」 ばら菜っこ出産応援ギフト 子育て応援タクシー費用助成 (車が運転できない方など)
妊娠中期	妊婦歯科健診	伴走型支援
妊娠後期	妊婦健康診査 (14回分の受診券を発行)	もうすぐパパママ教室(両親学級) もうすぐパパママ準備金
赤ちゃん 誕生	新生児聴覚検査	産前産後サポート事業 母と子の健康サポート事業
生後1～ 2月	1か月児健康診査	こんにちは赤ちゃん訪問 すくすく子育て応援ギフト
3～4か 月頃	乳児健康診査 乳幼児健康相談 子育て巡回相談	ブックスタート 産後ママゆったり教室 離乳食教室
9～10か 月頃	よちよち10か月児相談	産後ケアサービス
1歳6か 月頃	1歳6か月児健康診査	手作りおやつ教室
2歳頃	ぶちっこ2歳児相談	すこやかキッズ教室 (2歳児相談後のフォロー教室)
3歳頃	3歳児健康診査	
5歳頃	のびのび5歳児相談	



第1 妊娠期・乳幼児期



1. 保健指導・健康教育

(1) 母子健康手帳交付時の初回面接

保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が妊娠、出産に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行い、母子保健に関する知識の普及を図っています。また、面談等により妊婦への情報提供や相談等を行い「伴走型相談支援」も合わせて実施しています。一人一人に合わせた「ママ応援プラン」を作成し神戸町のサポートや事業を時期ごとにわかりやすく紹介しています。

(2) 妊娠6～8か月頃にアンケート実施及び面談

伴走型相談支援の一環として、妊娠中にアンケートを実施し、個々のニーズに合わせて保健師等との面談機会を設定し安心して出産に臨めるよう支援体制を整えています。

(3) もうすぐパパママ教室（両親学級）の開催

これから赤ちゃんを迎えるご家族の方を対象に、助産師や臨床心理士、管理栄養士など各専門職からの講話に加え、出産後に必要となる各種手続きの方法等を説明しています。また、実際に沐浴体験や妊婦体験を行うことで、家族みんなで育児参加できることを目指す機会を提供しています。

(4) 産後ケア

産後1年未満の母親と乳児（医療行為の必要でない）で家族等から支援が受けられない方、かつ、育児不安のある方や支援の必要な方に産後のケアを提供します。

(5) 乳幼児健康相談

乳幼児とその保護者を対象に、保健師、歯科衛生士および管理栄養士が、健康、歯科、栄養などについて、個別のニーズに合った相談に対応した指導等を行い、育児の不安や疑問の解消を図っています。保健センターで月1回行っているこの相談は、乳幼児を育てている保護者同士の交流の場ともなっています。

(6) 10か月児相談

発育の節目となる10か月児とその保護者を対象に、保健師、歯科衛生士および管理栄養士が、異常の早期発見および保護者の育児不安の解消を図ることを目的として、保健センターで10か月児相談を隔月で実施しています。10か月児相談は、同じ月齢のこどもの保護者同士の交流の場になっています。

(7) 2歳児相談

1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査までの間に健康診査がないため、2歳という節目の時期において、異常の早期発見、母親の育児不安の解消を図るために2歳児相談を実施しています。2歳

児に言葉や行動等の発育課題の達成の確認を行える場であり、幼児を育てる保護者同士の交流の場にもなっています。2歳児相談は、保健師、歯科衛生士、管理栄養士および心理相談員というスタッフで、保健センターにて実施しています。

(8) すこやかキッズ教室

2歳児相談において、発達状況により何らかの支援が必要と判断した児について、集団行動を通して児の発達状況を継続的に確認し、適切な支援に繋げる教室です。養育者が児の特性を理解し、養育者自身の育児不安や負担感の軽減を図ることを目的とし、小集団の形で毎月実施しています。

(9) 5歳児相談

平成26年度より町内外の幼児園、幼稚園などに通園するすべての児童を対象として、3歳児健診では発見できなかった集団生活における発達の問題を早期に発見し、就学後の不適応を少なくすることを目的とした5歳児相談を実施しています。町内の幼児園に通園中の児童は園にて5歳児相談を実施していますが、それ以外の児童については保健センターを会場に集団遊びと個別発達検査を行っています。

多職種の観点から児童の様子を確認し、こどもに関わるすべての関係者が同じ思いで適切な環境を整え、就学期に向けての必要な準備や将来に向けた支援を考えるきっかけとしています。

5歳児相談は、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士、特別支援コーディネーター（教育専門官・特別支援教育専門相談員・小学校教諭・幼稚園園長）が実施しています。



2. 訪問指導

(1) 産前産後サポート事業

妊娠・出産・育児等に不安を抱え、身近に相談できる相手がいないなど、個別支援が必要である方に対し、助産師や保健師が訪問します。

(2) こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後1～2か月の新生児および4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問します。母親の心身の負担、育児に対する様々な不安や悩みを直接うかがい、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることにより、乳児を健やかに育成できる環境を整備することを目的に、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施しています。

(3) 母と子の健康サポート事業

障がいや疾病を持って生まれた児童は、その後の生活において支援が必要な場合が多く、その保護者は精神的不安が大きいことが予想されます。また、体調等が不安定な妊産婦は、育児にも影響を及ぼす可能性が考えられることから、妊娠中の健康管理、育児における支援を必要とする場合があります。地域で安心して育児を進めるためには、地域で母子に関わる行政、医療機関等が目的を共有し、妊娠期から、出産・育児期までの切れ目ない支援体制を整備し、一体となって支援していく必要があります。こうしたことを踏まえ、関係機関が連携して、児童の健やかな成長と妊産婦の健康の保持増進、出産後の虐待の予防を目的とし、母と子の健康サポート事業を実施しています。

(4) 子育て巡回相談

子育て支援センター「おひさま」に保健師が巡回相談に伺っています。



3. 健康診査

(1) 妊婦健康診査

妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受診し、医師や助産師等の専門家のアドバイスを受けて、積極的に健康管理に取り組むことが大切です。妊婦健康診査は医療機関に委託して実施しています。妊婦が妊娠中に受診するとされる14回分の補助受診券の発行をしています。

(2) 妊婦歯科健診

妊娠中はホルモンバランスの変動も関係し、歯周病菌が繁殖しやすくなります。虫歯菌や歯周病菌で早産のリスクが高まることがわかっており、安定期に入る妊娠4か月～8か月頃に歯科検診を受けることが推奨されています。母子健康手帳交付時に、町内歯科医院で利用できる、妊婦歯科健診の受診券をお渡ししています。

(3) 産婦健康診査

産後うつ予防など、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備を目的とし、出産後2週間前後・1か月前後で産婦健康診査を受診していただく際の費用助成を実施しています。

(4) 新生児聴覚検査

聞こえの異常を早く発見するために、生後1～2日目ごろの新生児を対象に聴覚検査が実施されます。医療機関において初回新生児聴覚スクリーニング検査（自動ABR）を受けた児に対し、検査費の助成を実施しています。

(5) 乳児健康診査

乳児の健康診査は、心身障がい等の異常を早期に発見し、早期に適切な援助等を講じるために行うもので、乳児の健康の保持増進を図るうえで非常に重要です。乳児健康診査は、内科医師、保健師、管理栄養士、母子保健推進員というスタッフで、3～5か月児を対象に保健センターにて実施しています。

(6) 1歳6か月児健康診査

幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる1歳6か月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚、精神発達の遅滞など障がいのある幼児を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持および増進を図ることを目的に実施しています。1歳6か月児健康診査は、内科医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、心理相談員、母子保健推進員というスタッフで、保健センターにて実施しています。

(7) 3歳児健康診査

3歳児に対する健康診査は、発育状態、栄養の良否、疾病の有無、歯科および精神発達等の検査、食欲不振および諸種習癖の相談、指導、予防接種実施の有無の確認などを多角的に行い、あわせて肢体不自由、知的障がい、視力または聴力障がいなど各種心身障がいの早期発見を目的としています。3歳児健康診査は、内科医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、心理相談員、母子保健推進員というスタッフで、保健センターにて実施しています。



4. 食育

(1) 離乳食教室

4～6か月児の保護者を対象に、保健師からは発達・発育の指導、歯科衛生士からは口腔や味覚の発達についての講話、栄養士からは離乳食についての講話、10倍がゆの裏ごし体験や野菜のみを使用して作る野菜スープの試飲を実施し、離乳食等に関する知識の普及、啓発を行っています。特に、第1子の保護者については積極的に参加勧奨し、育児不安の軽減ができるように声かけをしています。

(2) 手作りおやつ教室

おおむね1歳以上から小学校就学前児童の保護者を対象に、安全で栄養バランスのよいおやつ作りをすることにより、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病の予防を目的とする手作りおやつ教室を開催しています。保健センターにおいて、管理栄養士、食生活改善推進員がおやつ作りを指導するとともに、幼児食に関する正しい知識の普及・啓発を行います。こども連れで参加する人のために母子保健推進員の協力を得て託児を実施し、保護者同士の仲間づくりにも役立っています。



5. その他関連事業

(1) ばら菜っこ出産応援ギフト・すくすく子育て応援ギフト（国の出産・子育て応援給付金）

子育て世帯の経済的負担軽減のため、妊娠届出をされた妊婦1人につき50,000ポイント（1ポイント＝1円相当）を発行します。また、出生届出をされた養育者の方に、こども1人につき50,000ポイントを発行します。すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、保健師等の専門職が寄り添う支援（伴走型相談支援）と一体的に行います。

(2) 子育て応援タクシー費用助成

運転ができない、近くに頼れる人がいない、緊急時等、タクシーを利用する妊産婦や乳幼児の保護者を対象に、健診や予防接種等に行く際のタクシー料金の一部を助成します。

(3) もうすぐパパママ準備金の給付

出産に向けての準備支援のため、妊婦1人につき50,000円を給付します。

(4) 産後ママゆったり教室

産後の身体と心を癒すため、産後ヨガとベビーマッサージを中心に行います。助産師から、赤ちゃんとの触れ合い方や産後の体のほぐし方について教えていただきます。子育て中のリラックスタイムになると同時に、同じように育児を行う母親同士の交流の場となっています。

(5) 未熟児養育医療

養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に係る医療費の一部を県が公費負担しています（所得に応じた自己負担金があります）。「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいいます。

(6) 育成医療

障がいを放置すると、将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童で、治療効果が期待できる場合に、入院又は通院費用の一部を県が公費負担しています（所得に応じた自己負担金があります）。

(7) 医療費の助成

平成24年度までは、小学生・中学生の入院・通院の医療費の自己負担分を助成していましたが、平成25年度からは高校生世代までこの制度を拡大しました。小学校就学前児童の助成は岐阜県の制度、小学生以上は本町の単独制度です。

(8) 予防接種

乳幼児に対する予防接種は予防接種法に基づく予防接種以外にも、おたふく・インフルエンザの予防接種について費用の一部助成事業を実施しています。



第2 学校期



1. 保健教育

(1) 保健学習・保健指導

保健学習・保健指導は、健康に関する日常の具体的問題に即して実践的能力や態度の育成をめざしています。保健師や管理栄養士・歯科衛生士が小中学校に出向いて健康についての講話をするなど、教育部門と健康部門が連携を図りながら行っています。



2. 保健管理

(1) 健康診断

学校期の健康診断については、学校保健安全法における「就学時の健康診断」「児童、生徒等の健康診断」「職員の健康診断」があります。

就学時の健康診断は就学4か月前までに実施し、定期の健康診断は毎学年6月30日までに実施します。児童・生徒等の健康診断の検査項目は、①身長、体重、座高、②栄養状態、③視力および聴力、④眼の疾病および異常の有無、⑤耳鼻咽喉頭疾患および皮膚疾患の有無、⑥歯および口腔の疾病および異常の有無などです。

(2) 小中学校口腔衛生教室

学童期における口腔機能や口腔ケアの重要性についての知識・意識の普及と向上を図るとともに、歯ブラシ等の使い方の実習を通して、正しい歯みがき習慣の確立を図ることを目的として、小学校・中学校・保健センターが連携しながら実施しています。

(3) 健康相談

健康相談は、毎月定期的および臨時に、保健室において、学校医、学校歯科医および学校薬剤師が次に掲げる者に対して行うものとされています。

- 健康診断または日常の健康観察の結果、継続的な観察および指導を必要とする者
- 病気欠席がちな者
- 本人または保護者が健康相談の必要を認めた者
- 学校行事の参加の場合において必要と認める者

保健センターにおいては、児童・生徒一人ひとりの障がいおよび健康状態に応じた健康診断事後相談を実施し、児童・生徒自らが生涯の健康について考える手助けをしています。



3. 自殺予防対策

当町では、小学校高学年および中学生にパンフレットを配布し、保護者も含めたいじめ相談窓口の周知やこころの病気・こころの安定について知識の普及啓発を行っています。また若年者自殺対策強化事業として、小学校で「いのちの授業」を実施しています。助産師・保健師を講師として町内の4小学校で実施しています。



4. 学校保健計画

学校保健安全法第5条に（学校保健計画の策定等）として、次のように規定しています。

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

各学校は、これに基づき、毎年度、保健管理、環境衛生、健康教育、健康相談等の項目毎に、月毎の計画を作り、推進しています。



5. 食育

(1) おやこ料理教室

小学生が自分で自分の健康を守り、心身ともに健全で豊かな食生活を送る能力を身につけることにより、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病を予防することを目的として、夏休みにおやこ料理教室を神戸町食生活改善協議会と保健センターとの共同で開催しています。小学生が料理を自分自身で作って食べる楽しさを知り、親子・仲間等の友好を深めることにも役立っています。

(2) 中学校食育教室

こどもが自分の健康を守り、心身ともに健やかな食生活を送る能力を身につけ、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病予防を目的として、中学生の保護者を対象に中学校食育教室を開催しています。まずは、家庭の食事を担う保護者へ働きかけ、保護者から家族（こども）へ、健康になるための食事を普及していただけるよう講話および調理実習を実施しています。



第3 成人期・高齢期

高齢者の医療の確保に関する法律により、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法および私立学校教職員共済法の保険者は、40歳以上の加入者に特定健康診査を実施し、その結果、支援が必要と判定された人に対して特定保健指導を行うこととされています。

また、労働安全衛生法において、定期健康診断を1年以内ごとに1回行わなければならないと規定されています。重量物の取扱い等過激な業務については6か月以内ごとに1回、定期に行わなければならないとされています。

二つの法律により健康診査が規定されていますが、この二つの法律の内容を満たす健康診査であれば別々に行う必要はありません。

法律では上記のように定められていますが、ここでは、町が実施する保健事業と本町が保険者である国民健康保険事業を中心として述べます。

成人期における健診等一覧

区分	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
健診など	U-39 健診		特定健診			すこやか健診
	歯周疾患健診					さわやか口腔検診
がん検診など			胃バリウム検診、大腸検診、結核・肺検診 肝炎ウイルス検査			
			胃内視鏡検診			
			乳房検診			
	子宮検診					
			前立腺検診			
疾病対策			糖尿病対策（神戸町糖尿病性腎症重症化予防プログラム）			
費用助成	◇ がん患者医療用補正具購入費助成 ◇ 带状疱疹ワクチン接種費用助成					
普及啓発・ 相談事業	◇ 健康イベント ◇ 出前健康教育（ふれあい講座） ◇ 健康相談、精神保健福祉相談					
介護予防	◇ 一般介護予防事業（ごうどはつらつ健康大学、脳いきいき教室、転ばぬ先の杖教室、シルバーキッチン・歯っぴー教室、すこやか貯金クラブ） ◇ フレイル対策事業（フレイルサポーター） ◇ 認知症関連（ローズカフェ事業、認知症地域支援推進員の配置） ◇ 生活支援体制整備事業（協議体） ◇ ふれあい・いきいきサロン					



1. 健康教育

(1) 出前健康教育

保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が、各地区公民館へ出向いて、老人クラブ会員等を対象とした出前健康教育を開催しています。出前健康教育は、高齢者が健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を、地区の実情に即して普及啓発することを目的としています。

(2) 健（検）診事後指導教室

健（検）診事後指導教室は、特定保健指導の対象者が健（検）診結果をもとに、自分の健康状態を知り、生活習慣を見直す機会とすることを目的としています。料理教室のほか、運動教室など、参加者の希望に応じて企画しています。令和4年度は運動教室を5回、料理教室1回開催し、運動教室では運動指導士を講師に招き、実践的な指導を行っています。

(2) 健康イベント

心身ともに健康で長生きするためには自身の健康状態を知り、健康づくりに自ら取り組まなければなりません。こうした健康づくりの啓発の場として、介護予防施設「ばらの里」において健康イベントを開催し、住民の健康意識の向上と健康的な生活習慣の定着を推進しています。コロナ渦においてはイベントを中止しパネル展示にするなど開催方法を工夫して実施しています。



2. 健康相談

(1) 健康相談

老人クラブなどから出前講座の依頼があった際には、同時に健康相談も実施しています。希望者には血圧測定を実施し、既往歴や通院状況を確認し、個々の状況に応じた相談対応を行っています。その他には保健センターの窓口など、必要に応じて個別で健康相談を実施しています。

(2) 精神保健福祉相談

役場健康福祉課および保健センターにおいて、こころの健康についての相談、精神科医療についての相談、社会復帰についての相談、アルコール等依存症の家族の相談、ひきこもりなど思春期・青年期問題の相談、認知症高齢者の相談など、精神保健福祉全般にわたる相談を随時受け付けています。健康福祉課においては、身体障害者手帳の発行や福祉サービスの利用に関する相談窓口も兼ねており、保健師が配置されていることから、本人・家族の相談をきっかけにサービス利用につながるケースが多くあります。プライバシーが守れるように、個室へ移動して面談しています。

電話での相談は、同じ人からの相談が多くあります。相談に適切に対応できるように、時間を変えて電話をかけ直すなど心がけています。相談者が訪問を希望される場合には、担当者と地区担当保健師が訪問し、その相談に対応する体制をとっています。危機介入が必要な場合には、保健所と連携をとり、医療機関や警察との連絡調整も行います。



3. 健康診査・疾病対策

(1) 若年者に対する健康診査〔U(アンダー) - 39 健康診査〕

健康診査、保健指導の機会に恵まれない方に対して、貧血、糖尿病、肝臓病等の疾病を早期発見するために行っています。また、生活習慣病予防対策を推進し、受診者の健康管理、家族および地域住民の健康づくりにつながることも目的としています。健診の結果、要医療・要指導と判定された人のうち、希望者には保健師が個別で事後指導を行っています。

(2) 特定健康診査

高齢者の医療の確保に関する法律により、平成 20 年度から各保険者が 40 歳以上の加入者に特定健康診査を行うこととされました。町は保険者として国民健康保険の加入者に対して特定健康診査を実施しています。検査項目は、基本的項目として質問項目・身体計測・理学的検査・血圧・脂質・肝機能・血糖・尿の各項目を実施しています。追加項目として、心電図・貧血、詳細健診として眼底検査を実施しています。また、令和 2 年度から平日の受診が困難な方を対象に日曜日に保健センターで集団検診を実施しています。

(3) すこやか健診

県内の 75 歳以上の人の健康診査は、保険者である岐阜県後期高齢者医療広域連合が実施することとされていますが、実際には市町村が行っています、75 歳以上の人に対して行うすこやか健診の検査項目は、特定健康診査の基本的項目です。

(4) がん検診

胃がん・大腸がん・肺がん検診については 40 歳以上の人、乳がん検診は 30 歳以上の女性、子宮がん検診は 20 歳以上の女性、前立腺がん検診は 50 歳以上の男性を対象としています。また、平成 30 年度より 50 歳以上の方の胃内視鏡検診を開始し、令和 4 年度より子宮検診は細胞診と HPV 検査の併用検診になりました。

また、肝臓がんに発展する肝疾患対策として、40 歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を実施していない人を対象に、肝炎ウイルス検診を実施しています。

(5) 歯周疾患検診

歯周病は、日本人の歯の喪失をもたらす主要な原因疾患です。成人期において有病者率等が高いこと、基礎疾患や生活習慣との関係があることから生涯にわたって歯・口腔の健康を保つために、歯周組織の健康状態を検査していきます。

(6) さわやか口腔健診

後期高齢者を対象にぎふ・さわやか口腔健診を実施し、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックしています。

(7) がん患者医療法補正具購入費助成

がん患者の治療と就労、社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がん患者の医療用補正具（医療用ウィッグ（全頭用）又は乳房補正具）を購入する場合に、その費用の一部を助成しています。

(8) 糖尿病対策

平成30年8月より、糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に結びつけるとともに、糖尿病で通院する患者のうち重症化するリスクの高い者に対して医療機関と連携して保健指導を行い、人工透析への移行を防止することにより、神戸町国民健康保険加入者の健康増進と医療費の増加抑制を図るために神戸町糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定しています。

(9) 予防接種

成人期の予防接種では、令和4年度から50歳以上の方を対象に带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成事業を実施しています。

**4. 介護予防****(1) ごうどはつらつ健康大学**

高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防施設「ばらの里」や保健センターにおいて、医師・運動指導者・管理栄養士・保健師等を講師とした一般介護予防事業としての健康講座で、年間複数回実施し、通いの場にもなっています。「ごうどはつらつ健康大学」は、一人ひとりの健康に関する知識の普及や生きがい、日常生活の質の向上をはかり、健康寿命を延ばすことをめざしています。

(2) 脳いきいき教室（認知症予防）

読み書き計算などの学習療法を行うことにより認知症予防を図り、他の学習者との対話や交流を通じて生きがいづくりの場となることをめざし、ひいては健全で明るくいいききとした地域社会となることを目的としています。この事業は、一般介護予防事業として介護予防施設「ばらの里」において、脳の健康教室学習サポーターの協力のもと実施しています。

(3) 転ばぬ先の杖教室（運動機能向上）

一般介護予防事業として、65歳以上のすべての高齢者を対象にして、運動教室を実施しています。介護予防施設「ばらの里」の運動室において、ごうどスポーツクラブのインストラクターを講師に招き毎週1回、前半後半、各回先着30人定員で実施しています。

(4) シルバー・キッチン 歯っぴー教室（口腔機能向上・栄養改善）

高齢者は、偏った食事の摂り方や食事量減少などが原因で、低栄養状態に陥りやすくなります。食べることは、口腔機能と深い関連があり、低栄養予防のためには口腔機能が衰えないようにする必要があります。低栄養が続くと、身体の老化が進行し、寝たきりとなる恐れがあります。そのため、口腔機能向上事業と栄養改善事業を合わせた「シルバー・キッチン 歯っぴー教室」を開催しています。この事業は保健センターにおいて、管理栄養士、保健師、歯科衛生士が携わっています。

(5) すこやか貯金クラブ（運動機能向上）

基本チェックリストの運動機能に関する項目に一つでも該当する高齢者（要介護状態になる恐れのある方）に対し、運動器を用いた筋力トレーニングによる運動機能向上と社会参加を目的とし、令和5年度から一般介護予防事業として実施しています。ごうどスポーツクラブフィットネスルームにおいて、

リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士）が筋力トレーニングのプログラムを実施しています。

(6) フレイル対策事業

「虚弱」を意味する「フレイル」を予防するために、フレイルサポーター養成講座を実施し、町民ボランティアを育成しています。フレイルサポーターが中心となって各地区でフレイルチェック会を実施し、フレイル状態かどうかチェックを行うと同時に広くフレイルについての普及活動を行っています。

(7) ローズカフェ事業

神戸町内における認知症カフェを運営する団体等を支援し、認知症カフェの地域における周知を促進することにより、地域に暮らす誰もが共に支え合える地域づくりを推進しています。ばらの里で開催している「ローズカフェ」から始まったこの事業は、お寺や地域の介護事業所等がカフェ事業に参加するなど広がりを見せています。

(8) 認知症地域支援推進員の配置

神戸町が進めている認知症施策の推進役として地域推進員を配置し、地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワークの構築の要として活動を展開しています。認知症サポーターの養成や活動支援、居場所づくりとしてのカフェ事業の支援、認知症ウォーク、認知症声掛け訓練など様々な事業を実施しています。

(9) 生活支援体制整備事業

神戸町社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置。介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、各地で協議会を開催しながらボランティア等の発掘・養成、地域資源の開発、地域ネットワークづくりなどを行っています。

(10) ふれあい・いきいきサロン

地域において、ひとり暮らし高齢者や昼間ひとり暮らしとなるおおむね70歳以上の高齢者で孤立感を抱える高齢者や閉じこもりがちな高齢者が、地域との交流をもち、いつまでも健康で生きがいを保ち、いきいきと生活できるよう仲間づくりを行う団体に対して助成しています。各地区公民館、民家等、地域にある施設、参加される人が徒歩で気軽に集まれる場所等において、地域住民やボランティア団体等が開催しています。

(11) 健康増進に関する自主的活動

介護予防事業等の参加者が自主的に健康増進に関する活動を行っていく団体に対して、活動が継続てきに行えるように支援を行っています。



第4 その他



1. 啓発・広報

(1) 広報ごうど

毎月発行する「広報ごうど」においては、当該月の保健事業等の日程や健康に関する知識などを内容とする「保健センターだより」を2頁確保しています。

(2) ホームページ

ホームページは、広報紙では伝えきれない内容や最新情報を掲載しています。職場や携帯電話などからも内容を見ていただけるよう幅広く周知できることを目的としています。

(3) 広報無線

広報無線は、より多くの人に各種情報を周知していただくことを目的としています。

(4) すぐメールごうど

防災行政無線の放送内容や町からのイベント情報などをメールやLINEで受診できる情報発信サービスです。これを活用して健康に関する情報発信をしています。



2. 保健・健康に関する施設

(1) 保健センター

保健センターは、健康教育、健康相談、健康診査などを実施する本町の保健サービスの中核施設です。

(2) 介護予防施設「ばらの里」

介護予防施設「ばらの里」は、運動室、浴室、会議室、相談室等を備えた本町の介護予防の拠点であり、ねたきりやひきこもり、転倒などを予防する各種介護予防事業を開催しています。

(3) スポーツ振興施設

本町には、神戸町民体育館、ごうど中央スポーツ公園、西座倉スポーツ公園および下宮テニスコートがあり、町民の健康づくりに役立っています。

(4) 医療機関等

本町には、有床診療所が3か所（56床）、無床診療所が10か所、歯科診療所が11か所あります。また、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が業務を行う施術所が23か所、薬局が5か所、医薬品販売店が7か所あります（図表1-2-4(1)）。

図表 1-2-4(1) 医療機関等の状況

区 分	医療機関等数	病床数
有床診療所	3	56
無床診療所	10	—
歯科診療所	11	—
施術所	23	—
薬局	5	—
医薬品販売店	7	—

(5) 学校

本町には、小学校が4校あり、令和5年4月現在、小学生が868人います。中学校は1校あり、生徒数は453人です（図表1-2-4(2)）。町内の小中学校のグラウンドおよび体育館は、児童・生徒の使用しない土・日・祝日や平日の夜間に貸出しています。

図表1-2-4(2) 学校の状況

区 分	小学校	中学校
学校数	4	1
児童・生徒数	868	453

（注）令和5年4月現在

(6) 幼稚園

本町には、4か所の幼稚園があり、平成5年4月現在の園児数は373人です（図表1-2-4(3)）。3歳児以上の幼稚園児は、保育園部と幼稚園部に分かれています。

図表1-2-4(3) 幼稚園の状況

区分	園児数						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
保育園部	1	48	45	65	75	84	318
幼稚園部				23	20	12	55
合 計	1	48	45	88	95	96	373

幼稚園の数：4園

（注）令和5年4月現在

(7) 社会福祉協議会

高齢者が徒歩で気軽に集まれる各地区公民館や民家・施設において、地域住民やボランティア団体等が開催する「いきいきサロン」活動に対し助成しています。



3. 保健推進組織とマンパワー

(1) 保健センター

本町の保健事業を担当している保健センターは、所長1人、保健師6人、管理栄養士1人、歯科衛生士1人、事務職員2人で構成されています（令和5年度）。

(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の相談の拠点となっており、所長1人、保健師1人、社会福祉士1人、主任ケアマネージャー1人（社会福祉協議会から出向）、精神保健福祉士1人で構成されています（令和5年度）。

(3) 医療従事者数

令和2年12月31日現在、本町内で就業している医療従事者は、次表のとおりです（図表1-2-3(4)）。

図表 1-2-4(4) 医療従事者数

区 分	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
医療従事者数	15	12	10	11	3	29	42	29	3

資料：西濃地域の公衆衛生 2021

(4) 食生活改善推進員

食生活改善推進員は『ヘルスメイト』ともいい、町民に対する食生活の改善活動をボランティアで実施しています。離乳食教室・手作りおやつ教室・おやこ料理教室・中学校食育教室等、様々な町の事業にも積極的にご参加いただき、参加者へのフォローを行っています。食生活改善協議会として、会員（推進員）の知識の普及のために調理実習を通して勉強会（研修会）を開催しています。

また、食生活改善推進員として活動するための勉強会として『ヘルスメイトスクール（栄養教室）』を保健センターにて開催しています。ヘルスメイトスクールを卒業（終了）された人が食生活改善協議会に入会され、上記のような活動に参加いただいています。

(5) 母子保健推進員

母子保健推進員は、町長の委嘱により、健康診査、健康相談など各種保健事業への協力や、受診勧奨、保健相談など地域に根ざした活動を行っています。また、令和5年度の本町の母子保健推進員は13人です（図表1-2-3(5)）。なお、毎年2回、民生児童委員および母子保健推進員を対象とした研修を行っています。

図表 1-2-4(5) 民生児童委員（女性委員）と母子保健推進員数

単位：人

区 分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
民生児童委員	34	34	34	34	39	35
母子保健推進員	12	15	17	13	13	14

